

## 令和5（2023）年度 第3回 四万十町立図書館協議会 会議録（要旨）

日 時：令和5年10月4日（水）10時00分～12時00分

場 所：四万十町役場東庁舎2階町民活動支援室

出席委員：竹村君子、刈谷明子、小橋匠、金子仁、武内文治

事務局：山脇教育長、浜田教育次長、大河原館長、中村副館長、富永主査（生涯学習課）、長木（図書館）、山地（図書館）

文化的施設整備推進室：大元政策監、西尾次長、嶋岡主任

### 【議事次第】

1. 開会
2. 挨拶
3. 報告・協議事項
  - (1) 文化的施設整備推進事業について
  - (2) その他
4. その他
  - (1) 図書館情報システム構築委託業務の進捗状況
  - (2) その他
5. 閉会

### 【会議要旨】

1. 開会
2. 挨拶
3. 報告・協議事項
  - (1) 文化的施設整備事業について  
資 料：「直接請求に基づく住民投票条例制定議案等の審議経過」「文化的施設整備の今後の対応について（議会・関係機関等説明共通資料）」  
（大元政策監）  
文化的施設整備事業の経過、今後の対応について説明。

### 【質疑応答】

（竹村委員）

「直接請求に基づく住民投票条例制定議案等の審議経過」について質問はないか。

（一同）

なし。

（竹村委員）

では質問があればその都度出してください。

次に「文化的施設整備の今後の対応について（議会・関係機関等説明共通資料）」P.1❶事業中止等の判断と今後の対応方針について質問、意見はないか。

(大元政策監)

補足として、他の図書館の契約議案として土佐町は保育所を建てるために契約議案が出ていたが否決され、その後可決された。否決が改めて可決された例はあるが行政側からもう一度出すことは難しい。設計をもう一度やり直すにはかなりの年月がかかる。簡単に設計し直せるものではない。設計には4年かかっている。埋蔵文化物がないかなどの敷地内の調査なども行った。設計が変わるとそれもやり直しになるがなかなか理解してもらえない。仮に住民投票が行われ一時中断になっても建設者は仕事の予定が立たない。

(竹村委員)

質問ではないが、議会は否決されるとこのように、(配布資料：文化的施設整備の今後の対応についてP.5)なることを議会で議員は理解されて投票、行動されたのか。大変残念である。一般の町民の方からは、文化的施設がなくなると寂しい、規模の縮小であって建てなくてよいということは望んでない。という声も聞こえている。

P.1①事業中(休)止等の判断と今後の対応方針、②周知の時期及び方法、③課題等の整理と今後の対応について質問・意見はないか。

(刈谷委員)

全体に関してだが、議会は一部テレビで見た。文化的施設整備推進室が今まで丁寧に積み上げられた経過を議員さんはどこまで理解されてきたのか。面積の縮小というが、図書館のサービスについてどれだけ理解できているのか。根本を間違えて発言されている方も多くいた。町民が選んだ議会の中で過半数を占める意見ということは、四万十町がどういう状態であるかが露見された。町民としては情けないという思いだ。今日の整備推進室の説明より、これ以上行政として手立てがないということも理解できたが、文化的施設が図書館・美術館だけではなく交流の場として、あらゆる町民のための町全体が受けられるサービスという権利を剥奪されたという気持ちである。議会での発言は議員も責任をもって行われたはずなので、図書館協議会も議論を行い意見も伝えてきたが、教育の諮問機関としてその意見がどこまで伝わっていたのか。図書館協議会の位置付けが軽んじられていると思う。そのため図書館協議会の意見として意見書を議会に提出すると提案したい。いかがか。

(武内委員)

議員の考え方と議会の考え方は違う。2年前は拮抗した状態で可決されたところがある。議決という意味では定かではない状態でここ2年きたように思う。今回は新しい議員体制になり新しい議員の意思ということでこのような決定になったと思う。議員は住民の声を聞くということは優れていて住民の声を受け止めて評決に向かったと思う。役場が段階を踏んで行ってきたことへの評価は二の次で、「四万十町づくり基本条例」を持ち出してきたが「住民投票条例」をどうするのかという手続きに赴きを置いたのでは。自分が図書館協議会に最初に委員になった時からこの問題は元政策監に話しをしてきた。議会そのものは危ういため、図書館協議会の意思をだすため、文化的施設の条例そのものを議会の中で議論してもらいたいという話をしたが、結果的に四万十町文化的施設サービス計画の基本構想、基本設計を反映している文化的施設設置条例を出すようになった。議会で議論の場がなかった。議員は自身の意見ではなく住民の声を聞いた。

全体の流れで言うと、規模縮小では何が適切な規模かを事務局は科学的に、前例も含めて提示してきたこの規模でということだったが、今回このような結果になった。見直しにもそれが必要になる。図書館は本を貸すだけではなく、サービスがどれくらいできるのかが重要。そのためには人の

充実が大切である。規模は縮小してでも行うべき。今後の図書館のサービスは人を充実させて対応してほしい。

(金子委員)

刈谷委員の提案を受けて、自分としては、今まで議論して積み上げたことをひっくり返したことについての意見は示したい。反対している人は代案があると思ったが代案もなく、代表者からして半分、1/3かも決まっていない。自分の意見、仲間うちの議論があれば、決まっているはず。ただ反対したただけだと判ってくる。反対の人はお金を使いすぎだ、面積を減らせという意見で一致団結している。それに対して、文化的施設を作りたいと思っている人たちもいろんな意見があり、まとまっておらず一致団結していなかった。文化的施設が出来る前提で、反対者には理解できない細かい内容を議論していた。まず議会に対して何てことをしてくれたのかという意見は表に出す必要がある。高知新聞の記事にしてみても調査や議論はほぼ皆無という部分はフェイクニュースになる。取材力が足りない。反対の人の声が大きく、賛成の声が届いていない。町外の人がこの新聞を見ると賛成の人がいないと思われる。実は、サイレントマジョリティは作りたかった方にあるのではないかという思いがあるので、そういう意見を表明したい。社会教育委員会でも委員に周知したい。できれば社会教育委員会としての意見を出したいので、臨時の会を開きたいが誰に伝えれば良いのか。

(浜田教育次長)

10日に町の方針が決まる。12月の議会で最終の報告をする前には社会教育委員会は必要だと思っている。社会教育委員さんからもご意見をいただいたりしているので準備をさせてもらう。

(金子委員)

是非お願いします。

(小橋委員)

この図書館協議会から議会に向けて気持ちを発信していくべきである。反対の人は、「オーテピアみたいなのができる」維持費がすごくかかるなど、間違った情報が届いて必要性などの情報は届いていなかったことが原因であると感じる。窪川に出来ることに対して、大正、十和の人の反対もあったと周りから感じた。

(竹村委員)

十和分館は、文化的施設の計画とはセットではなく別なのか。

(浜田教育次長)

別だが関連はある。

(大元政策監)

分館としての整備は進めていく意向だったが、サービス計画を含めて文化的施設あつての分館として示してきた。文化的施設がなくなれば、十和分館をやめる予定はないが、関連性を持った計画を進めてきた。

(刈谷委員)

議会の中では、議員さんには反対の意見がよく届いていたが、声を上げていない人達がどう思っていたのかは届いていなかった。議会は行政が町民の声を汲み取っていないなどの思いがあり、議会と行政とでねじれが起きていた。賛成の意見が直接議員に届いていなかったのか分からないが、そういうことを感じた。これまで丁寧に議論を積み重ね賛成していたということを公の記録として残る形で提出することが、図書館協議会では大事なことである。

(竹村委員)

平成 29 年だったか、1 番最初の頃に建設反対の陳情書が提出されたのか。

(大元政策監)

令和 3 年です。

(竹村委員)

建設は反対だったが、住民投票条例の主旨だと、建物は欲しいが、施設規模の縮小の見直しをしないとランニングコストが心配だということを指摘している。初期のころの建設の反対から文化的施設は必要と変わったのだが、議会の決定となると建設できないとなった。この住民投票条例を求めて署名した、中心になった方たちの意向と議会の決定がずれている。今後建設できないとなると、そういうつもりでなかったのにという人も出てくるのではないか。自分の周りにも規模を縮小して建てるという認識の人もいる。

(大元政策監)

建設反対の嘆願書の経過を整理したい。建設反対「嘆願書」の提出は令和 3 (2021) 年 3 月。その時基本設計、4 月に文化的施設整備推進室ができた。これに関しては、町長が代表者と会って意見交換、回答もした。さらに関係する方々との意見の場を設けようかと提案したが、必要ないという返答だった。その時に代表者の方が匿名希望だったため、P.1 四万十条例制定請求の要旨に、一連で嘆願書などをすべて行ってきたと書かれているが、同じ方がずっと活動している訳ではないと認識している。建設反対「嘆願書」には対応をした。のちに実施設計ができた段階で 11 月議会直前に、本事業の一時休止を求める請願書が町議会に提出されて否採択となっている経過を承知いただきたい。

もう 1 点、今回最終的に住民投票条例ではなく契約議案が否決されてこのような形になっているが、住民投票条例については、町長、推進室も町民の皆様の意思を尊重するということは変わらない。ただ住民投票条例議案に対する意見書は、請求代表者ではなく、議会に対して議案を審議するために提出した。役場では条例は修正できない。こういったところが問題点ではないかと判断してもらうために提出した。我々が唱えていたのは、投票は、町民の意見を明らかにするという趣旨なので、規模の見直しとは縮小なのか、拡大ということがはっきり分からなければ、意見を反映できないという主張だった。今までかかわってない方にも判断できるようにしておくべきである。どのように見直していいのかわからないのであれば最初の議論に戻らないといけないということが我々の主張だった。今回最終的には契約議案の否決だが、これも同じような結果をたどるのではないかとということになる。

(竹村委員)

規模を縮小して建設ということになってもその時はもう予算はないのか。

(大元政策監)

はい。合併特例債が使えない時期になれば過疎債は使えない。過疎債は図書館には使用できるが、美術館には使用できないため、時期を過ぎると図書館は建て直しができるが美術館はできない。そのため実際町の負担が増える可能性があるという主張だった。

(竹村委員)

過疎債は上限があるのか。

(大元政策監)

はい。全国で高知県、各市町村で割当があるので希望する額全てを借りられるわけではない。

(竹村委員)

それは普通交付税で何パーセントが交付されるのか。

(大元政策監)

7割が交付される。合併特例債より過疎債の方が有利である。

(武内委員)

図書館協議会で意見を出すのは賛成だが10日までに提出しなければならない。

(竹村委員)

図書館協議会は単なる諮問機関ではないと思っている。なるべく自由に意見を言ってよい。今回は議会が決定したことに対して、一つの図書館協議会の意見をまとめるという方向でよろしいか。

(一同)

はい。

(刈谷委員)

意見書を作成した場合、提出はいつがよいか。

(大元政策監)

庁議に出す時に、図書館協議会からこのような意見が出たと提出するのがよい。

(竹村委員)

委員で意見をまとめるということによろしいか。

(一同)

はい。

#### 4. その他

##### (1) 図書館情報システム構築委託業務の進捗状況

資料：「四万十町文化的施設「図書館情報システム」構築委託業務の進捗状況」

(大河原館長)

資料より報告。図書館情報システムは、文化的施設の建設に関係なく進めていく。

##### (2) その他

(大河原館長)

読書感想画・読書郵便の審査を次回の図書館協議会で組ませていただく。11月下旬から12月初旬の予定である。

#### 5. 閉会